

法務省民商第190号
平成15年1月21日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局长 殿

法務省民事局商事課長

新事業創出促進法の一部改正に伴う商業登記事務の取扱いについて（通知）

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成14年法律第110号）第3条の規定により、新事業創出促進法（平成10年法律第152号）の一部が改正され、同条の規定及び新事業創出促進法施行規則の一部を改正する省令（平成15年経済産業省令第2号）が本年2月1日から施行されましたので、これに伴う商業登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは新事業創出促進法を、「規則」とあるのは新事業創出促進法施行規則（平成11年通商産業省令第6号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）をいい、引用する条文は、すべて改正後のものです。

記

第1 確認株式会社及び確認有限会社の制度

1 最低資本制度に関する特例

(1) 株式会社の場合

ア 法第2条第2項第3号に掲げる創業者（当該創業者に該当することについて、規則で定めるところにより、確認の申請書を平成20年3月31日に経済産業大臣に提出して、その確認を受けた者に限る。）が経済産業大臣の確認を受けた日から2か月を経過する日までに設立する当該確認に係る株式会社で、その設立の時における資本の額が1,000万円に満たないもの（以下「確認株式会社」という。）については、商法（明治32年法律第48号）第168条ノ4の最低資本に関する規定は、その設立の日から5年間は、適用しないとされた（法第10条第1項）。

イ 「法第2条第2項第3号に掲げる創業者」とは、法第2条第1項第2号に掲げる創業等（事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。）を行おうとする個人であつて、2か月以内に当該創業等を行う具体的な計画を有するものをいう（法第2条第2項第3号）。

ウ なお、確認株式会社が設立後5年以内に資本の額を1,000万円以上としたときは、その後は、この特例は適用されない（法第10条第1項）。

(2) 有限会社の場合

(1) アの創業者が経済産業大臣の確認を受けた日から2か月を経過する日までに設立する当該確認に係る有限会社で、その設立の時における資本の総額が300万円に満たないもの（以下「確認有限会社」という。）についても、(1)と同様の最低資本金に関する特例が設けられた（法第10条第2項）。

2 解散の原因

(1) 確認株式会社の解散の原因

確認株式会社として設立された株式会社（登記された資本の額が1,000万円未満の株式会社に限る。）は、商法第404条各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散するとされた（法第10条の18第1項）。

ア 資本の額を1,000万円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から5年を経過したこと。

イ 法第10条の2の規定により法第10条第1項の確認を取り消されたこと。

(2) 確認有限会社の解散の原因

確認有限会社として設立された有限会社（登記された資本の総額が300万円未満の有限会社に限る。）は、有限会社法（昭和13年法律第74号）第69条第1項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散するとされた（法第10条の18第2項）。

ア 資本の総額を300万円以上とする変更の登記又は株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から5年を経過したこと。

イ (1)イに掲げる事由

(3) 定款への記載

確認株式会社の定款には、商法第166条第1項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は法第10条の18第1項各号に掲げる事由により解散する旨を、確認有限会社の定款には、有限会社法第6条第1項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は法第10条の18第2項各号に掲げる事由により解散する旨を、それぞれ記載し、又は記録しなければならないとされた（法第10条の3第1項、第2項）。

3 設立、新株発行等における払込みの証明の特例

(1) 確認株式会社の場合

ア 確認株式会社を設立する場合及び確認株式会社（資本の額を1,000万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）が新株を発行する場合における商法第189条第1項（同法第280条ノ14第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用について、払込取扱銀行又は信託会社（以下「払込取扱機関」という。）が行う株式の払込金の保管に関する証明は、義務ではなく、任意のものとされ、払込取扱機関は、法第189条第1項の払込金の保管に関する証明を行った場合にのみ、同条第2項（同法第280条ノ14第1項において準用する場合を含む。）に規定する払込金保管証明責任を負うものとされた（法第10条の5第1項、法第10条の10第1項本文）。

イ なお、新株を発行する場合において、当該新株の発行後に確認株式会社の資本の額が1,000万円を超えることとなるときは、この特例は適用されない（法第10条の10第1項ただし書）。

(2) 確認有限会社の場合

ア 確認有限会社を設立する場合及び確認有限会社（資本の総額を300万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）が資本を増加する場合における有限会社法第12条第3項（同法第57条において準用する場合を含む。）において準用する商法第189条第1項及び第2項の規定の適用についても、(1)と同様とされた（法第10条の5第2項、法第10条の10第2項本文）。

イ なお、資本を増加する場合において、当該資本の増加後の確認有限会社の資本の総額が300万円を超えることとなるときは、この特例は適用されない（法第10条の10第2項ただし書）。

4 現物出資等の調査の特例

(1) 確認株式会社の場合

確認株式会社の設立時に、現物出資又は財産引受を行う場合において、現物出資及び財産引受の目的となる財産の定款に定めた価格の総額が200万円を超えないときは、商法第173条第1項の規定は適用されず、裁判所の選任する検査役の調査を要しないとされた（法第10条の6第1項）。

(2) 確認有限会社の場合

確認有限会社の設立時に、現物出資又は財産引受を行う場合において、現物出資及び財産引受の目的となる財産の定款に定めた価格の総額が60万円を超えないときは、有限会社法第12条ノ2第1項の規定は適用されず、裁判所の選任する検査役の調査を要しないとされた（法第10条の6第2項）。

5 会社の分割の特例

確認株式会社（資本の額を1,000万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）又は確認有限会社（資本の総額を300万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）が新設分割又は吸収分割をする場合には、人的分割をすること（分割により設立する会社又は当該確認株式会社若しくは当該確認有限会社から営業の全部若しくは一部を承継する会社が、株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付すること。）ができないとされた（法第10条の13）。

6 資本の減少の特例

確認株式会社（資本の額を1,000万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）及び確認有限会社（資本の総額を300万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）は、資本の減少により金銭その他の財産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に支払い、又は交付することができないとされた（法第10条の14）。

第2 確認株式会社及び確認有限会社の登記手続の特例

1 設立の登記

(1) 確認株式会社の場合

ア 登記事項

確認株式会社の設立の登記においては、商法第188条第2項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第1の2(1)ア又はイの事由により解散する旨をも登記しなければならないとされた（法第10条の7第1項）。

解散事由に関する登記の記載は、別紙記載例1(1)によるものとする。

イ 添付書面

(ア) 確認株式会社の設立の登記の申請書には、商登法第80条第10号に定める払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書を添付する必要はなく、商法第170条第1項又は第177条第1項の払込みがあつたことを証する書面及び法第10条第1項の確認を受けたことを証する書面を添付しなければならないとされた（法第10条の7第2項）。

(イ) (ア)の書面のうち、「払込みがあつたことを証する書面」には、次のものが該当する。

a 払込取扱機関との間で払込事務取扱委託契約が締結されている場合

(a) 払込取扱機関が発行する払込金保管証明書

(b) 払込取扱機関が発行する払込みを取り扱つたことを証する書面

b 払込取扱機関に設けられた確認株式会社の発起人の口座に振り込むことによって払込みがされた場合

確認株式会社を代表すべき者が作成した発行価額の全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に、次の(a)又は(b)の書面のいずれか（株式の割当てを受けた者から発行する価額に相当する金額が当該口座に入金されたことを確認することができるもの）を合綴したもの

(a) 取引明細表等当該払込取扱機関が作成した書面

(b) 当該払込取扱機関における口座の預金通帳の写し

(ウ) (ア)の書面のうち、「確認を受けたことを証する書面」には、規則第5条第1項の規定により、法第10条第1項の確認を受けようとする法第2条第2項第3号に掲げる創業者が経済産業大臣に提出した当該確認に係る申請書に、経済産業大臣が同条第3項の規定により、「新事業創出促進法第10条第1項の規定に基づき確認する。」旨の記載をし、かつ、記名押印したものが該当する。

確認を受けたことを証する書面には、当該確認に係る株式会社の商号及び本店の所在地が記載され（規則様式第2），これらと設立の登記の申請書に添付された定款に記載されている商号及び本店の所在地は同一であり、確認を受けたことを証する書面に記載されている申請者（当該確認を受けた者）は当該定款に記載された発起人のうちの1人でなければならない。また、確認を受けたことを証する書面は、設立の登記の申請前2か月以内に発行されたものでなければならない。

ウ 登録免許税

確認株式会社の設立の登記の登録免許税の額は、その本店の所在地で行う場合には15万円、その支店の所在地で行う場合には申請1件につき9,000円である（登録免許税法別表第一第19号（一）ロ、（二）イ）。

(2) 確認有限会社の場合

ア 登記事項

確認有限会社の設立の登記においては、有限会社法第13条第2項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第1の2(2)ア又はイの事由により解散する旨をも登記しなければならないとされた（法第10条の7第3項）。

解散事由に関する登記の記載は、別紙記載例1(2)によるものとする。

イ 添付書面

(ア) 確認有限会社の設立の登記の申請書には、商登法第95条第6号に定める払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書を添付する必要はなく、有限会社法第12条第1項の払込みがあったことを証する書面及び法第10条第1項の確認を受けたことを証する書面を添付しなければならないとされた（法第10条の7第4項）。

(イ) (ア)の書面のうち、「払込みがあったことを証する書面」には、次のものが該当する。

a 払込取扱機関との間で払込事務取扱委託契約が締結されている場合

(1) イ (イ) a の場合と同様の書面

b 払込取扱機関に設けられた確認有限会社の取締役の口座に振り込むことによって払込みがされた場合

確認有限会社を代表すべき者が作成した発行価額の全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に、(1)イ (イ) b (a) 又は(b)の書面のいずれか（出資の割当てを受けた者から発行する価額に相当する金額が当該口座に入金されたことを確認することができるもの）を合綴したもの

(ウ) (ア)の書面のうち、「確認を受けたことを証する書面」は、(1)イ (ウ)の場合と同様である。

ウ 登録免許税

確認有限会社の設立の登記の登録免許税の額は、その本店の所在地で行う場合には6万円、その支店の所在地で行う場合には申請1件につき9,000円である（登録免許税法別表第一第19号（一）ハ、（二）イ）。

2 新株発行等による変更の登記

(1) 確認株式会社の場合

ア 添付書面

(ア) 確認株式会社の新株発行による変更の登記においては、商登法第82条第4号に定める払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書を添付する必要はなく、商法第280条ノ7の払込みがあったことを証する書面を添付しなければならないとされた（法第10条の10第1項本文）。

(イ) (ア)の「払込みがあったことを証する書面」には、次のものが該当する。

a 払込取扱機関との間で払込事務取扱委託契約が締結されている場合

1 (1) イ (イ) a の場合と同様の書面

b 払込取扱機関に設けられた確認株式会社の口座に振り込むことによって払込みがされた場合

確認株式会社の代表取締役が作成した発行価額の全額の払込みを受けたこ

とを証明する旨を記載した書面に、(1)イ(イ)b(a)又は(b)の書面のいずれか(株式の割当てを受けた者から発行する価額に相当する金額が当該口座に入金されたことを確認することができるもの)を合綴したもの

イ 登録免許税

確認株式会社の新株発行による変更の登記の登録免許税の額は、その本店の所在地で行う場合には増加した資本の金額に1,000分の7を乗じた額(これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)、その支店の所在地で行う場合には申請1件につき9,000円である(登録免許税法別表第一第19号(一)ニ、(二)イ)。

ウ なお、新株の発行後に当該確認株式会社の資本の額が1,000万円を超えることとなるときは、この特例は適用されない(法第10条の10第1項ただし書)。

(2) 確認有限会社の場合

ア 添付書面

(ア) 確認有限会社の資本増加による変更の登記においては、商登法第96条第4号に定める払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書を添付する必要はなく、有限会社法第57条において準用する同法第12条第1項の払込みがあったことを証する書面を添付しなければならないとされた(法第10条の10第2項本文)。

(イ) (ア)の「払込みがあったことを証する書面」は、(1)ア(イ)a又はbの場合と同様である。

イ 登録免許税

登録免許税の額は、(1)イと同様である。

ウ なお、資本の増加後に当該確認有限会社の資本の総額が300万円を超えることとなるときは、この特例は適用されない(法第10条の10第2項ただし書)。

3 解散事由の登記の抹消

(1) 確認株式会社の場合

ア 解散事由の登記の抹消

確認株式会社は、その資本の額を1,000万円以上としたときは、法第10条の7第1項の規定により登記された事項(解散事由)の抹消の登記を申請しなければならないとされた(法第10条の15第1項)。

解散事由の抹消の登記の記載は、別紙記載例2によるものとする。

イ 同時申請

アの登記の申請と当該確認株式会社が資本の額を1,000万円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならないとされた(法第10条の15第2項)。

ウ 登録免許税

アの登記の登録免許税の額は、その本店の所在地で行う場合には2万円、その支店の所在地で行う場合には申請1件につき6,000円である(登録免許税法別表第1第19号(一)ナ、(二)ロ)。

(2) 確認有限会社の場合

ア 解散事由の登記の抹消

確認有限会社は、その資本の総額を300万円以上としたときは、法第10条の7第3項の規定により登記された事項（解散事由）の抹消の登記を申請しなければならないとされた（法第10条の15第3項）。

解散事由の抹消の登記の記載は、別紙記載例2によるものとする。

イ 同時申請

アの登記の申請と当該確認有限会社が資本の総額を300万円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならないとされた（法第10条の15第4項）。

ウ 登録免許税

アの登記の登録免許税の額は、(1)ウと同様である。

4 その他

(1) 会社の分割・資本の減少の登記

確認株式会社（資本の額を1,000万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）又は確認有限会社（資本の総額を300万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）は、会社分割をする場合に、人的分割をすることが禁止されており（第1の5），また、資本の減少をする場合に、資本の減少により金銭その他の財産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に支払い、又は交付することが禁止されている（第1の6）ため、これらの禁止された行為をすることを内容とする会社の分割の登記又は資本の減少の登記の申請を受理することはできない。

(2) 解散の登記

第1の2(1)又は(2)の事由による確認株式会社又は確認有限会社の解散の登記の記載は、別紙記載例3によるものとする。

(3) 印鑑証明書

第1の2(1)ア又は(2)アの事由によって確認株式会社又は確認有限会社が解散した場合であって、いまだ解散の登記がされていないときは、当該確認株式会社又は当該確認有限会社の代表者の印鑑証明書は、交付しないものとする。

第3 確認株式会社及び確認有限会社の組織変更の特例

1 有限会社への組織変更の特例

確認株式会社（資本の額を1,000万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）は、有限会社法第64条第3項の規定にかかわらず、商法第343条に定める決議（特別決議）によりその組織を変更して有限会社とするとができるとされた（法第10条の16）。

2 確認株式会社がする合名会社等への組織変更

(1) 組織変更の手続

確認株式会社（資本の額を1,000万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）は、株主総会の特別決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とするとができるとされた（法第10条の17第1項、第2項）。また、反対株主については、株式買取請求権が認められ（法第10条の17第3項、有限会社

法第64条ノ2), 組織変更の決議をした場合においては、決議の日から2週間以内にその決議の内容を公告し、株主及び株主名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならないとされた(法第10条の17第3項、有限会社法第64条ノ3), 債権者保護手続もしなければならないとされた(法第10条の17第3項、商法第100条)。

(2) 組織変更の登記

(1)の場合の確認株式会社についての登記の申請と当該確認株式会社が組織変更をしたことによる合名会社又は合資会社についての登記の申請とは、同時にしなければならないとされた(法第10条の17第6項、商登法第73条)。また、この合名会社又は合資会社についてする登記においては、会社成立の年月日、株式会社の商号、組織を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならないとされた(法第10条の17第6項、商登法第71条)。この組織変更をした年月日は、債権者保護手続の終了の日を記載するものとする。

この場合における合名会社又は合資会社についてする設立の登記及び確認株式会社についてする解散の登記の記載は、別紙記載例4によるものとする。

(3) 添付書面

(1)により確認株式会社が合名会社又は合資会社に組織変更をした場合の合名会社又は合資会社についてする登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた(法第10条の17第4項、第5項)。

ア 定款

イ 商法第100条第1項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面(商登法第67条第2号)

ウ 社債の償還を完了したことを証する書面(商登法第93条第1項第5号)

エ 有限責任社員が出資につき履行した部分を証する書面(合資会社に組織変更する場合に限る。商登法第74条)

(4) 登録免許税

合名会社又は合資会社についてする設立の登記の登録免許税の額は、その本店の所在地で行う場合には6万円、その支店の所在地で行う場合には申請1件につき9,000円である(登録免許税法別表第一第19号(一)イ、(二)イ)。

確認株式会社についてする解散の登記の登録免許税の額は、その本店の所在地で行う場合には3万円、その支店の所在地で行う場合には申請1件につき9,000円である(登録免許税法別表第一第19号(一)レ、(二)イ)。

3 確認有限会社がする合名会社等への組織変更

(1) 組織変更の手続

確認有限会社(資本の総額を300万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項)は、社員総会の特別決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができますとされた(法第10条の17第7項、第8項)。また、反対社員については、持分買取請求権が認められ(法第10条の17第9項、有限会社

法第64条ノ2), 組織変更の決議をした場合においては、決議の日から2週間以内にその決議の内容を公告し、社員及び社員名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならないとされ(法第10条の17第9項, 有限会社法第64条ノ3), 債権者保護手続もしなければならぬとされた(法第10条の17第9項, 商法第100条)。

(2) 組織変更の登記

(1)の場合の確認有限会社についての登記の申請と当該確認有限会社が組織変更をしたことによる合名会社又は合資会社についての登記の申請とは、同時にしなければならないとされた(法第10条の17第10項, 第6項, 商登法第73条)。また、この合名会社又は合資会社についての登記においては、会社成立の年月日、有限会社の商号、組織を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならないとされた(法第10条の17第10項, 第6項, 商登法第71条)。この組織変更をした年月日は、債権者保護手続の終了の日を記載するものとする。

この場合における合名会社又は合資会社についての設立の登記及び確認有限会社についての解散の登記の記載は、別紙記載例4によるものとする。

(3) 添付書面

(1)により確認有限会社が合名会社又は合資会社に組織変更をした場合の合名会社又は合資会社についての登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた(法第10条の17第10項, 第4項, 第5項)。

ア 定款

イ 商法第100条第1項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面(商登法第67条第2号)

ウ 有限責任社員が出資につき履行した部分を証する書面(合資会社に組織変更する場合に限る。商登法第74条)

(4) 登録免許税

登録免許税の額は、2(4)と同様である。

別紙 記載例

1 解散事由の登記

- (1) 確認株式会社の場合
「その他の事項」欄

その他の事項

解散の事由

当会社は、資本の額を千万円以上とする変更の登記若しくは有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織変更した場合にすべき登記をしないで設立の日から5年を経過したとき又は新事業創出促進法の確認を取り消されたときに解散する。

(2) 確認有限会社の場合

- 「その他の事項」欄

その他の事項

解散の事由

当会社は、資本の総額を300万円以上とする変更の登記若しくは株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織変更した場合にすべき登記をしないで設立の日から5年を経過したとき又は新事業創出促進法の確認を取り消されたときに解散する。

2 解散事由の登記の抹消の登記

- 「その他の事項」欄

その他の事項

解散の事由

当会社は、資本の額を千万円以上とする変更の登記若しくは有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織変更した場合にすべき登記をしないで設立の日から5年を経過したとき又は新事業創出促進法の確認を取り消されたときに解散する。

平成20年2月1日解散事由の登記抹消④

3 確認会社の解散の登記

- 「その他の事項」欄

平成20年3月1日 新事業創出促進法に規定する解散事由の発生により解散

平成20年3月5日登記④

4 確認株式会社又は確認有限会社から合名会社又は合資会社に組織変更した場合の登記

- (1) 合名会社又は合資会社についてする設立の登記
商号・目的欄

会社成立の年月日

平成15年3月1日

登記用紙を起こした事由及び年月日

平成20年2月1日新事業創出促進法の規定により株式会社甲山企画を組織変更して設立

平成20年2月4日登記④

(2) 確認株式会社又は確認有限会社についてする解散の登記
「その他の事項」欄

平成20年2月1日新事業創出促進法の規定により東京都千代田区外神田一丁目2番8
号合名会社甲山企画に組織変更して解散

平成20年2月4日登記 同日閉鎖印